

通所介護兼通所型サービス契約書

様(以下「利用者」という。)と指定通所介護事業所村山光ホーム(以下「事業所」という。)は、事業者が利用者に対して行う通所介護、村山市介護予防・日常生活支援総合事業による通所型サービス(以下「指定通所介護等」という。)について、次のとおり契約を締結します。

(契約の目的)

第1条 事業者は、利用者に対し、介護保険法等関係法令及びこの契約に従い、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、指定通所介護等を提供します。

(契約期間)

第2条 この契約の契約期間は、契約締結年月日から利用者の要介護認定または要支援認定(以下「要介護認定等」という。)の有効期間満了の日までとします。

- 2 契約期間満了の2日前までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、この契約は同一の内容で自動更新されるものとします。

(通所介護計画、通所型サービス計画)

第3条 事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、居宅サービス計画、村山市総合事業による介護予防ケアマネジメント(以下、「居宅サービス計画等」という。)に沿って、通所介護計画又は通所型サービス計画(以下「通所介護計画等」という。)を作成します。事業者は、この通所介護計画等の内容を利用者及びその家族に説明します。

(居宅サービス計画等変更の援助)

第4条 事業者は、利用者が居宅サービス計画等の変更を希望する場合は、介護支援専門員への連絡その他の必要な援助を行います。

(指定通所介護等の内容)

第5条 指定通所介護等の提供場所は「指定通所介護事業所村山光ホーム」です。所在地及び設置の概要は、別紙重要事項説明書のとおりです。

- 2 事業者は、第3条に定めた通所介護計画等に沿って各種サービスを提供します。事業者は、指定通所介護等の提供にあたり、利用者及びその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明します。
- 3 利用者は、サービス内容の変更を希望する場合は、事業者に申し入れることができます。この場合、事業者は、可能な限り利用者の希望に添うようにします。

(サービス提供の記録)

第6条 事業者は、指定通所介護等を提供した際には当該サービスの提供日及び内容、当該サービスについて介護保険から支払われる報酬その他必要事項を、この契約書と同時に交付する「通所介護サービス記録票」に記入し、サービス終了時に利用者の確認を受けることとします。利用者の確認を受けた後、その控えを利用者に交付します。

- 2 事業者は、利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、この契約終了後5年間保存します。
- 3 利用者は、事業者の営業時間内にその事務室において、利用者に関する前項のサービス実施記録を閲覧できます。
- 4 利用者は、利用者に関する第2項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。

(料金)

第7条 利用者は、指定通所介護等の対価として、別紙に定める利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。

- 2 事業者は利用者に対し、当月の利用料金の合計額の請求書に明細を添付して、翌月 10 日までにお渡します。
- 3 利用者は、事業者に対し、当月の料金の合計額を、翌月27日に口座振替で支払います。27日が休日の場合は、翌営業日に口座振替となります。
- 4 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収書を発行します。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第8条 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護等に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定通所介護等の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付します。

(サービスの中止)

第9条 利用者は、事業者に対して、サービス提供の前日午後5時までに通知することにより、料金を負担することなく、サービスの利用を中止することができます。

- 2 利用者がサービス提供日の前日午後5時までに通知することなく、サービスの中止を申し出た場合は、事業者は、利用者に対して別紙に定める計算方法により料金の全部または一部を請求することができます。この場合の料金は、第7条に定める他の料金の支払いと合わせて請求します。
- 3 事業者は、利用者の体調不良等の理由により、指定通所介護等の実施が困難と判断した場合、サービスを中止することができます。この場合の取り扱いについては、別紙に記載したとおりです。

(料金の変更)

第10条 事業者は、利用者に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより、利用料及び食事等の料金の変更(増額または減額)を申し入れることができます。

- 2 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく別紙を作成し相互に取り交わします。
- 3 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対して文書で通知することによりこの契約を解約することができます。

(契約の終了)

第11条 利用者は、事業者に対して、1週間の予告期間において文書で通知することによりいつでもこの契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。

- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 3 利用者は、次に掲げる事由に該当した場合は、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - (1) 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - (2) 事業者が守秘義務に反した場合
 - (3) 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - (4) 事業者が破産した場合
- 4 事業者は、利用者またはその家族が事業者やサービス従業者または他の利用者に対して、この契約を継続しがたい背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
- 5 次に掲げる事由に該当した場合には、この契約は自動的に終了します。
 - (1) 利用者が介護保険施設に入所した場合

(2)利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合

(3)利用者が死亡した場合

(秘密保持)

第12条 事業者及びその従業者は、在職中及び退職後においても、正当な理由なくその業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を第三者に漏らしません。これは、この契約終了後も同様とします。

2 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければなりません。

(事故発生時の対応および損害賠償)

第13条 事業者は、利用者に対する指定通所介護等の提供により事故が発生した場合は、県、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

2 事業者は、この契約に基づく指定通所介護等の提供に伴って、自己の責めに帰すべき事由により利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

(緊急時等の対応)

第14条 事業者は、現に指定通所介護等の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、家族または緊急連絡先に連絡するとともに速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

原則的には、家族の方から対応してもらいますが、必要に応じて措置を講じます。

(居宅介護支援事業者との連携)

第15条 事業者は、指定通所介護等を提供するにあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めます。

2 この契約第11条第2項または第4項の規程に基づいて解約を通知する際は事前に介護支援専門員に連絡します。

(苦情処理等)

第16条 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した指定通所介護等に関する相談、苦情等に迅速かつ適切に対応します。

(裁判管轄)

第17条 利用者及び事業者は、この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の所在地を管轄する裁判所を第1審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

(協議事項)

第18条 利用者及び事業者は、信義に従い、誠実にこの契約を履行するものとします。

2 この契約に定めのない事項については介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

以上のとおり、契約が成立したことを証するため、本契約書2通を作成し、利用者及び事業者は、記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとします。

平成 年 月 日

契約者

事業者	所在地	〒995-0024 村山市楯岡笛田二丁目19番40号			
		電話番号	(0237)53-2520	FAX	53-2539
	事業者	指定通所介護事業所村山光ホーム			
	代表者名	社会福祉法人村山光厚生会 理事長 鹿柴 正幸 ㊟			
	指定番号	0671400091	指定都道府県名	山形県	

利用者	住所	〒 -			
		電話番号	() -	FAX	-
	氏名				㊟
代理人	住所	〒 -			
		電話番号	() -	FAX	-
	氏名				㊟